

高額な手数料にびっくり

信託銀行と遺産整理でトラブル



▶相手を信じて契約したのに、予想外の高額請求が来ることも……

地方中枢都市に事務所を構えるA税理士は、過去に関与があった資産家の妻（Bさん）のもとに送られてきた160万9907円の請求書を見て目を疑った。それは、信託銀行が遺産整理の対価を求めたもので、「Bさんが受けた業務から考えれば高額」というのが税理士の感想だった。「もっと前に手を差し伸べてあげたかった」と悔やむと同時に、「同じことで無念さを抱く人が減るように、この事実を広く伝えなければならぬ」という使命感が生まれたそう。

相続税の増税を受けて、資産の適切な継承方法や管理方法がこれまで以上に重要になっている。他の方法では対応できなかった問題や悩みが解決することもあり、最近では投資信託や遺言信託、今年からは教育資金贈与信託など、さまざまなシーンで「信託」が活用されている。そこで今号は、「エヌピー通信社創立65周年記念特大号『信託特集』」としてお届けする。

「相手は信じて契約したのに、予想外の高額請求が来ることも……」
遺言整理報酬額は、整理対象の財産の額で決定

節税の助言ができるのは税理士だけ

「作業が終わらない」と「作業が返ってくるだけだった。後述するように遺産の総額が確定するまでは手数料が明確にならない契約だったとはいえず、後になってBさんは担当者との説明不足に納得がいかなかった。」
契約から9カ月が過ぎた今年の春、ようやく伝えられた手数料は、Bさんが思っていた額を大きく超えるものだった。

Bさんは昨年、夫を亡くした。夫の死亡の3週間後、取り引きのある大手銀行の紹介で、その銀行と同グループの信託銀行の担当者が自宅を訪れた。相続に関する手続きのサポートをするという。大手の信託銀行だったこと、そしてとにかく面倒な作業を済ませたかったこともあって、Bさんは相続人代表として遺産整理業務の契約を結んだ。

される契約だった。夫が遺した預金・信託、有価証券などの財産合計額は1億2663万円。この信託銀行では、系列の銀行や証券会社に預けた資産は0.3%の軽減掛け率で計算し、その他の資産は財産の1億円以下の部分には1.4%、1億円を超える部分には0.8%を掛ける。計算の結果が100万円に満たない場合の報酬は100万円

納税通信の理想とその実現運動について

以下は昭和23(1948)年の創立以来、65年後の現在までエヌピー通信社が一貫して提唱し続け、かつ今後も引き続きこの理想実現まで展開する「納税通信運動」の趣旨です。

税金は「取られる、ものではなく進んで納める、ものである——ことをご存じでしょうか。

そして法人税も所得税も、その他いろいろの税金が非常に高い率であるということは、すべての国民が知っていることですが、ひとたびこれを納めてしまうと、あとはケロリとして次の納税まで、その納めた税金がどう使われているか、ご自分にはいっとう関係ないという方々が非常に多い——ということもご存じでしょうか。

政府のやっていること、またこれからやろうとしていること、そして都道府県のやっていることすべては、どれ一つとってみても、われわれの納めた、またはこれから納める税金で賄われるものばかりです。

したがってその一つ一つが直接または間接に何らかの形で、われわれ納税者へ「共通の利益」のために還元され役立つものでなければなりません。特定の企業や一部の国民だけがその恩恵に浴してはならないのです——しかし現状はどうでしょうか。上記の通り税金がいったん国や地方公共団体の「フコロ」に入ってしまうと納税者も政治家もそして役人までがそれをまるで政府自体の金または都道府県自体の金の如き錯覚をもってしまい、それを使うとき一部の政治家や役人たちは自分の金でも出すような態度をとり、納税者もまたそれを極めて当然の如く考えているという間違った考えの方々が少なくないようです。

税金が高いとか安いとかは税務署には関係ありません——それは政治家がわれわれの税金をムダに使うか有効に使うかによって当然のことながら高くもなりまた安くもなるからです。

納税通信はいつも

- ① 不合理な税制はないか
- ② われわれの納めた税金がどう使われているか

などを徹底追及し、これらを納税者のみなさまへ迅速正確にお知らせして、常に国民のために清潔かつ有効な政治が行われるよう世論を喚起し、税金のすべてが有効に使われ、少しのムダ使いもなくれば、それだけ税金が安くなる、という強い信念と大きな理想を持って日夜たゆまざる取材とこの啓蒙運動に全社員が全力を挙げて奮闘致しております。

「業務の割には報酬が高額」
これについてA税理士は、「業務の割には報酬が高額」
「相続の経験がなく、大切な人を失ったことで失意の中にある人たちにとって、手数料の詳細を理解するのは簡単なことではない」と無念さをにじませる。

こうしたケースについては、都内のC税理士は、「同じようなトラブルを時々聞くが、信託銀行にとつての『まみ』は手数料だけではない。それは、依頼者が他行に預けた資産までオープンになること。相続マーケットを虎視眈々と狙う者にとって非常にありがたい情報を得ることになる」という点も指摘している。

もちろん、信託銀行に遺産整理業務を依頼すること、資産運用アドバイスや信託の有効活用法の提案などを受けやすくなるなどのメリットも考えられる。今回のケースとは異なり、満足のいくケアを受けることもある。どの専門家に遺産整理業務を頼むにしても、対応してくれる業務やメリットなどを理解したうえで依頼するようにしたい。

火の見

「建国の精神が背景にあるから納税思想は健全で、社会のための寄付意識も旺盛」。

昔からよく聞く米国評のパターンだ。実際には脱税に血眼になる資産家は多いし、寄付の狙いも節税効果だったりする。▼以前、米国の国税庁に当たるIRSの元調査官と懇談する機会があった。退官して民間人になった印象は「世間にこんな脱税が多かったとは思わなかった」というもの。

民間人が役人に本音で接していないのは洋の東西を問わないようだ。▼「民」と「官」の間に存在する壁は、双方が思っているより遙かに高いのだから。それだけの立場になればそれぞれに正論がある。攻める側と守る側。相容れない部分は厳然と存在する。▼国税当局の定期人事異動は毎年7月初めに実施される。大勢の退官者が税理士として第二の人生を歩み始める。「官」の体質が、そう簡単に「民」の感覚に変化はしないだろうが、徐々に現実は見えてくる。そこから本番だ。▼官、民の立場の違いでゴタゴタに発展する問題は数多い。いわゆるOB税理士に期待される役割は大きい。双方の現実を見極めた上で、健全な橋渡し役になってほしい。

創立65周年記念特大号 信託特集